

10月1日は、国勢調査

10月1日（金）に、全国いっせいに「平成22年国勢調査」が実施されます。国勢調査は、日本国内に住んでいるすべての人・世帯が対象です。主な調査項目は、男女の別、出生年月、就業状況、従業地、通学地、住居の種類など20項目です。

～国勢調査は
みんなで描く 日本の自画像～



国勢調査

平成22年10月1日

9月下旬から国勢調査員が調査票の配布等のため伺います。

9/20～22

“協力をお願い”の
チラシを配布します

9/23～30

調査票と提出用封筒を
配布します

10/1～7

調査票は郵送又は提出用封
筒に入れて調査員に提出し
ていただきます

調査方法の変更

世帯のプライバシー保護の観点から、すべての世帯で調査票を封入して提出していただく方式になりました。また、調査票の郵送による提出が出来ることとなりました。（世帯は調査員への提出、郵送による提出のいずれかを選択できるようになります）

個人の情報は守られます

調査を受ける人には、申告が義務づけられていますが、一方で、調査する人などが調査結果を他にももらしたり、調査票を統計作成の目的以外に使用することは統計法によって固く禁じられています。

なお、調査票は、外部の人の目に触れないように厳重に管理され、集計が終わった後は適切に処理されます。

調査結果はこうに利用されます

例えば・・・

★法定人口として利用

県議会や町議会の議員定数の上限は、最新の国勢調査による人口規模に応じて決めるよう定められています。（地方自治法）

また、地方公共団体のほとんどが国から受けている地方交付税の交付金算定の基準を決める際も、最新の国勢調査による人口や世帯数を用いることになっています。（地方交付税法）

★行政施策の基礎資料として利用

福祉施策、生活環境整備、防災対策などの国・地方公共団体における様々な施策の実施や計画の策定に利用されます。



このほかにも、国勢調査の結果は、
さまざまな施策や研究のために幅広く利用されます。

正確な結果を得るためには、1人も漏れることなく、
重複することなく調査することが大切です。

みなさんのご協力をよろしくお願いします。